

調達件名：情報提供等記録開示システムに係る民間サービスの提供（意見）

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
1	13	3	2.5.3.付帯作業	1	「～運用・保守を行うこと」と記載されていますが、「運用・保守」を削除願います。	「運用・保守」まで含めると、付帯作業という位置付けを超えてしまうと考えております。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり調達仕様書の修正を行います。 「IaaS上に配置される機能を実現するためのソフトウェアの導入及び設定、構築確認を行うこと。」	○
2	13、47	5	2.5.4.その他の留意事項 5.2.運用・保守業務開始後の体制	4	「本調達における契約期間中において、契約主体の変更を予定している」とは、どういった内容になるのでしょうか。ご教授下さい。	正確な作業見積に影響するかどうか確認したいため。	内閣官房は、情報提供等記録開示システムの設計・開発の所管府省であり、運用の所管は別の府省であるため、本システムの運用を開始する前に、契約主体を内閣官房から運用を所管する府省へ変更するものです。	
3	14 および 45	14頁の7行目と表 3 2項 および 45頁の8行目～ 25行目	2.6.1.作業スケジュールと 2.6.2.納入成果物 および 4.4.1プロジェクト計画の 策定と4.4.2プロジェクト 管理の実施及び報告	1	プロジェクト管理業務を本調達の調達範囲外とした上で、「プロジェクト実施計画書」を納入成果物から削除願います。	本調達はサービス利用という形態であり、必要なサービスを指定された期間に提供することが業務と考えておりますので、プロジェクト管理は性質上そぐわないと考えております。	サービス提供開始までの付帯作業等に関しては、情報提供等記録開示システムの稼働に向けた重要なプロジェクトであり、プロジェクト計画を作成いただき、プロジェクト管理のもと作業を推進いただくことを想定しております。なお、プロジェクト計画の内容や記載の詳細度については、内閣官房と受託者の協議により調整いたします。	
4	14	27	2.6.2.納入成果物表3納入成果物一覧	4	当該調達は「サービスの提供」ですが、納入成果物一覧に「ライセンス証書」が存在しています。これは、「第三者貸借方式」の契約でも良いと理解していますが、「第三者貸借方式も可」と明記していただけませんか。	見積を正確に実施するため。	ご指摘を踏まえ、ライセンス証書を納入することが困難な場合を想定し、プロダクトライセンス一覧に修正します。	○
5	14 および 26 および 別紙3	14頁の表3 1項 および 26頁の3.4行目 および 別紙3 1項	2.6.2.納入成果物 および 3.3.共通要件 および サービス約款の作成	4	「サービス約款」を納入成果物から削除いただき、契約書の一環として対応させていただきたく願います。なお、「サービス約款」とは、同等の機能を持つ「利用規約」等も含むという認識でよろしいでしょうか。	「サービス約款」には契約条件が記載されており、契約書と密接な関係を持つものであるため、成果物として契約から切り出して提出するのは性質上そぐわないと考えております。また、「サービス約款」と同等の機能を持つ「利用規約」という名称にてサービス提供が行っているものもあるため、そちらで対応したく考えております。	ご指摘のとおり、サービス約款につきましては、受託者と内閣官房がサービス提供にあたっての前提条件を確認し、合意するための資料として位置付けていることから、納入成果物から削除いたします。また、ご認識のとおり、「サービス約款」と同様の位置づけの文書の場合、名称は「サービス約款」に限らず、「利用規約」等でも問題ありません。	○
6	16	23	2.6.3.サービス提供期間	1	仕様書の要件を満たすために、本システム向けに独自に環境を構築する部分もあると想定しています。その場合およそ2ヶ月という構築期間は実現困難であるため、提供開始時期を見直していただけないでしょうか。	およそ2ヶ月という構築期間は実現困難であるため。	情報提供等記録開示システムの構築スケジュールを遵守することが必須であるため、調達仕様書に記載のとおりとします。	
7	16 および 45,46	16頁の32行目～ 39行目 および 45頁の26行目～ 46頁	2.6.4.作業上の留意点 (1),(2) および 4.4.3.受託者とその他業務 等の受託者等との連携	1	「2.6.4.作業上の留意点(1),(2)」および「4.4.3.受託者とその他業務等の受託者等との連携」の中で、「開示システムの稼働に係る責任を負うこと」と「各種調整を主体的に実施すること」という内容は削除願います。	民間サービス事業者は、サービス提供の範囲においてのみ責任が発生するとの認識であるため、開示システム全体の責任を負い、また、他システムとの調整を主体的に実施することは、性質上そぐわないと考えております。内閣官房様のご要請によって、サービス提供の範囲内で必要に応じて連携するという認識です。	ご認識のとおり、本調達の受託者の責任は、受託者が提供するサービスの範囲において発生するものであることから、調達仕様書の該当の記載箇所を「受託者が提供するサービスに係る責任を負うこと」に修正いたします。また、他システムとの主体的な調整につきましては、ご指摘のとおり、削除いたします。なお、他事業者との連携は、内閣官房からの要請により、サービス提供の範囲内で、必要に応じて実施することを想定しております。	○
8	24	1	3.2.民間サービスにおける 初期構築サイジング・追加 リソース (3)	4	「リソースの拡大の連絡は拡大されたサービス提供より●ヶ月前までに、連絡する」と明記していただけないでしょうか。	機器を新規に調達し構築する場合、見積を正確に実施するため。	リソース追加時のスケジュールにつきましては、追加作業に必要な日数等をご提案いただくことを想定しております。そのため、調達仕様書に記載のとおりとします。	
9	24	1	3.2.民間サービスにおける 初期構築サイジング・追加 リソース (3)	4	サービス提供の課金方法について、リソース課金か、時間課金か、明確にして明記していただけないでしょうか。	見積を正確に実施するため。	課金の方法につきましては、民間サービス事業者により異なるため、調達仕様書にて一律に定めることはせず、ご提案頂き、契約時のサービス約款等で定めることを想定しております。	

調達件名：情報提供等記録開示システムに係る民間サービスの提供（意見）

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
10	26	12	3.3.共通要件（4）	4	業務単位でのSLAはなく、民間サービスで提供するサービス範囲である機能単位（SaaS基盤、IaaS基盤、外部サービス、インターネット等）での稼働率へ変更いただきたい。	業務単位でのSLAでは、連携するシステムが多岐（SaaS、IaaS、独自構築、コアシステム等）に渡り、契約範囲外のシステム障害起因およびIaaS基盤上の各サーバの設計起因による障害も考えられるため、SLAの対象範囲が数社にわたり、稼働率の計測も困難と考える。	「表7 情報提供等記録開示システムの稼働率の要求水準」に示す稼働率は、開示システム全体で定めているものであり、参考として提示してあります。そのため、ご指摘の記載につきましては調達仕様書のとおりとします。なお、ご指摘のとおり、本調達の受託者と締結するSLAは、提供するサービス単位でも可能といたします。	
11	26	17	3.3.共通要件（6）	3	システムの計画/緊急停止時に事前に文書による通知は「電子メールによる通知を可とする」を追記をお願いします。	通知方法の手法が不明確となるため、要件を明確にするため。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり調達仕様書に追記いたします。 「メンテナンスや法定点検等によるシステムの計画停止/緊急停止について、電子メール等の手段により、速やかに内閣官庁及び運用支援業者へ事前に通知すること。」	○
12	27	2	3.4.1.機能要件	4	独自構築環境のデータセンター（メインサイトおよびバックアップサイト）所在地を仕様書に追記をお願いいたします。	適正な回線見積もりを行うため。	ご指摘を踏まえ、本番センター及びバックアップ用センターの所在地の概要を示す資料として、閲覧資料を追加いたします。なお、左記資料以上の詳細な情報は、本調達の受託者決定後に、受託者に対して開示いたします。	○
13	27	6	3.4.1.機能要件（1）インターネット間の回線 イインターネット接続サービス③	3	特定の通信キャリアを指定しておりませんか。東西のバックボーン回線に400Gbps以上を必要とする根拠についてご教示いただけますでしょうか。 以下の要件に修正をお願い致します。冗長化、及び局地的な自然災害を考慮し、バックボーン構成は東日本エリア、西日本エリアの各々に、相互補完する中継拠点を2ヶ所以上持ち、その拠点が十分離れていること。また、回線事業者の東日本と西日本間のバックボーン回線は、業務に支障をきたさないよう十分な帯域を確保していること。	・関東大震災クラスの災害で複数拠点が被災しても、その拠点間の距離に関わらず全国各地の拠点が全て同時に被災しない限り、迂回経路の確保は十分可能であり、有効な災害対策と考えられるため。 ・バックボーン回線のトラフィック量は事業者によって異なっており、一定上の帯域確保は不要であり、適切なキャパシティ管理をしていることが重要であると考えられるため。	サービス提供期間中にDDoS攻撃を受けた場合でも本番サービスに影響の与えないことを考慮した数値を採用しているため、調達仕様書に記載のとおりとします。	
14	28	4	3.4.1.機能要件（1）インターネット間の回線 イインターネット接続サービス④	3	複数バックボーンを組み合わせることで、効果の高い構成にすることができると、以下の要件に修正をお願い致します。インターネット接続サービスは大規模災害発生時にも情報提供等記録開示システムの情報を発信できるよう、東日本・西日本にある主要なIX（両方ともActive）に対して、それぞれ2拠点以上で接続されていること。	インターネット回線は複数のISPを利用することでより高い冗長性が保たれることが期待できます。そのため、単一バックボーンで複数拠点を賄うだけでなく、複数ISPを利用することで冗長性を保つ方法もあると考えるため。	調達仕様書に記載のとおりとします。ISPを複数利用するかについては提案に委ねます。	
15	28	7	3.4.1.機能要件（1）インターネット間の回線 イインターネット接続サービス⑤	3	特定の通信キャリアを指定しておりませんか。東西のIXに対してそれぞれ40Gbps以上、合計160Gbps以上とする根拠についてご教示いただけますでしょうか。 以下の要件に修正をお願い致します。 バックボーンはトラフィックが集中した場合にも問題なく通信ができるよう、東日本と西日本のIXに対して、十分な帯域を確保していること。	バックボーン回線のトラフィック量は事業者によって異なっており、一定上の帯域確保は不要であり、適切なキャパシティ管理をしていることが重要であると考えられる。	サービス提供期間中にDDoS攻撃を受けた場合でも本番サービスに影響の与えないことを考慮した数値を採用しているため、調達仕様書に記載のとおりとします。	
16	28	34	3. 4. 1. 機能要件	2	インターネット接続の停止は「FW等を利用した全通信の停止でも可能とする」を追加ください。	DDoS検知サービスでの遮断よりも即時性があると考ええる。	DDoS攻撃への対応につきましては、インターネット接続の停止に関する方法等を含め、最適な方法をご提案願います。	
17	29	20	3.4.1.機能要件（2）IaaS型と独自構築環境間の回線⑤	2	以下の要件に変更をお願いいたします。 回線事業者のアクセスポイントからデータセンター内に設置する回線終端装置までをメイン回線とバックアップ回線による異なる経路で二重化すること。なお、回線終端装置を設置しない場合は、責任分界点までを範囲とする。	回線事業者のアクセスポイントとデータセンターがダイレクトに接続できる場合、回線終端装置は不要となるため。	ご指摘のとおり、調達仕様書を修正いたします。なお、回線終端装置を設置しない場合は、提案において、責任分界点を明確にしてください。	○

調達件名：情報提供等記録開示システムに係る民間サービスの提供（意見）

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
18	30	15	3.5.1.機能要件（1）ネットワークセキュリティ要件イ	1	制御内容について、「アクセス元の通信ポート」は削除をお願いいたします。アクセス元通信ポートまで制御できることがご希望とのことですが、想定される機器についてご教示いただけますでしょうか。	一般的なファイアウォールは以下のアクセス制御のみ機能を実装しております。 ・アクセス元IPアドレス ・アクセス先IPアドレス ・アクセス先通信ポート	ご指摘を踏まえ、アクセス元の通信ポートを削除いたします。	○
19	30	20	3.5.1.機能要件（1）ネットワークセキュリティ要件エ	3	「DDoS攻撃を検知できる仕組みを有すること」の要件を削除をお願いいたします。仮に必要となる場合、重複して機能が必要となる理由をご教示ください。	以下の項目にて既にDDoS検知の要件が含まれており、SaaSでの実装は機能重複となるため。 3.4.回線要件 3.4.1.機能要件 (1) SaaS型とインターネット間の回線インターネット接続サービス	該当の記載は誤記であるため、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。  「DoS攻撃を検知できる仕組みを有すること」	○
20	30	22	3.5.1.機能要件	1	「ただし、SSLアクセラレータ機能は別機器での提供も可とする。」を追加ください。	暗号化された通信をWAFにて検査できれば要件としては満たしており、SSLアクセラレータを必ずしも同機器にて実装する必要はないと考えます。	当該要件を実現する機器を指定しているものではありませんので、仕様書のとおりとします。	
21	30	26	3.5.1.機能要件(1)キ	1	「セルフサービスポータルより任意で選択」ではなく、お客様からのお申込みを受けて民間サービス事業者が設定を変更する「サービスオーダー」形式に変更願います。	一般的なクラウドサービスでは、安定したサービス提供を目的として、全てセルフサービスポータルで選択出来ないため。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり調達仕様書の修正を行います。 「SSL/TLS通信で利用するアルゴリズムは、電子政府推奨暗号リストに準拠し、内閣官房からの求めに応じて設定を変更できること」	○
22	30	25	3.5.1.機能要件（1）ネットワークセキュリティ要件キ	1	セルフサービスポータルで任意に選択する要件が不明なため、具体的にどのようなことを実現したいと考えているのかご教示いただけますでしょうか。「セルフサービスポータルより任意で選択できること」の文言削除をお願いいたします。	SSL/TLS通信時の暗号化アルゴリズムは「電子政府推奨暗号リスト」に準拠していればセルフサービスポータルで任意選択をする必要性がないと考えため。	ご指摘を踏まえ、変更時の要件を追記し、以下のとおり調達仕様書の修正を行います。  「SSL/TLS通信で利用するアルゴリズムは、電子政府推奨暗号リストに準拠し、内閣官房からの求めに応じて設定を変更できること」	○
23	31	20	3.5.1.機能要件（1）ネットワークセキュリティ要件ツ	3	記載場所が異なると考えられるため、本要件を下記の場所へ変更をお願いいたします。3.4.回線要件 3.4.1.機能要件 (1) SaaS型とインターネット間の回線インターネット接続サービス	本要件は回線要件となりSaaS型要件とは異なると考えるため。	ご指摘を踏まえ、調達仕様書の記載箇所を変更いたします。	○
24	31	26	3.5.1.機能要件（1）ト	4	メールサーバの詳細要件を教えてくださいませんか。	見積を正確に実施するため。	仕様書に記載の要件を満たすことが可能であれば、メールサーバの個別の要件はありません。	
25	32	32	3.6.1.機能要件	1	「ストレージのスケールアップ、スケールアウトができること。」の要件を削除ください。	仮想リソースとして拡張できれば問題ないと考えます。	ご指摘を踏まえ、該当の記載を削除します。ただし、ストレージの変更に係る要件を記載するため、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。  「ア リソース管理機能 仮想サーバのリソース（CPU、メモリ）及びストレージを要求に応じて迅速かつ柔軟に増減できること。」	○
26	33	8	3.6.1.機能要件	1	「仮想サーバのファイル単位バックアップについて、1世代以上管理できる機能」の要件を削除ください。	イメージバックアップからのリストアでシステム復旧することができると考える。	ご指摘を踏まえ、記載を削除いたします。	○
27	33	16	3.6.1.機能要件	1	「発注者より引き渡されるUSB-HDDのみを利用し提出すること。」の要件を削除ください。	セキュリティポリシー上、外部のデバイスを持ち込むことがNGとなるため、オンラインストレージでの受け渡しを許可頂きたい。	オンラインストレージの利用は不可としておりますので、調達仕様書に記載のとおりとします。 なお、仮想サーバのバックアップを内閣官房が求めるのは、セキュリティインシデント発生時の検体の保全の際等に限定されます。	

調達件名：情報提供等記録開示システムに係る民間サービスの提供（意見）

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
28	33	18	3. 6. 1. 機能要件	1	「媒体の搬送にはセキュリティが確保される方法を用いて搬送すること。」の要件を削除ください。	セキュリティポリシー上、物理的な媒体の搬送がNGとなるため、オンラインストレージでの受け渡しとさせていただきます。	オンラインストレージの利用は不可としておりますので、調達仕様書に記載のとおりとします。 なお、仮想サーバーのバックアップを内閣官庁が求めるのは、セキュリティインシデント発生時の換体の保全の際等に限定されます。	
29	34	8	3. 7. セルフサービスポータル要件	1	認証方式についてはワンタイムパスワードだけでなく、他の認証方式も可としていただけませんか。	ポータルサイトのセキュリティを確保するという意味では2要素認証ができれば問題ないと考えられる。	セルフサービスポータル要件につきましては、インターネット上にポータルサイトを設置する前提を見直し、閉域網によるアクセスのみといたします。 それに伴い、ワンタイムパスワード等の要件は調達仕様書から削除いたします。	○
30	34	16	3. 7. セルフサービスポータル要件	1	セルフサービスポータルで変更ができないものは申請書による変更が行えることに変更ください。	構成変更をするという観点ではセルフサービスポータルである必要性がないため。	ご指摘を踏まえ、リソースの変更申請につきましては、セルフサービスポータル又は書面による申請とし、表6の項番4にて記載します。	○
31	34	19	3. 7. セルフサービスポータル要件	3	提供する製品マニュアルを格納できることと記載の変更をお願いします。	技術・サポートの定義が曖昧なため。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり調達仕様書の修正を行います。 「技術サポート・オンラインヘルプを提供すること。又はマニュアルを格納できること。」	○
32	35	41	3.8.外部サービス要件 (Web サイト改ざん検知要件)	4	外部サービスについてはDRの要件を満たしている必要がありますでしょうか。外部サービスについてはDR対象外としていただけませんか。	外部サービスはDRの対象と明確になっていなかったため。	大規模災害時においても監視間隔を1時間以内とするための対策が採られていれば、その方式は問いません。	
33	36	9	3. 8. 外部サービス要件 (Web サイト改ざん検知要件)	1	監視間隔は一日に一回以上に変更をお願いします。	セキュリティの観点から1日1回以上確認できれば改ざんを検知できると考えられる。	改ざんが行われてから、検知までの間隔を最小限とするのが望ましいため、調達仕様書に記載のとおりとします。 なお、監視間隔を含む監視方法につきましては、本調達仕様書にて求めるセキュリティレベルに合わせて検討のうえ、ご提案願います。	
34	36	19	3.9.1.設置要件	4	技術的要件（設置セグメント、IPアドレス数、ホスト名等）の指定条件はありますでしょうか。あれば、ご教授下さい。	見積を正確に実施するため。	機密性の高い事項であることから、受託者に開示するものとします。	
35	36	23	3. 9. 1. 設置要件	4	ラックあたりで通常時消費する電力値は3kVA以内と記載をお願いします。	通常時消費する電力値によってラック数が増える可能性があり、通常時消費する電力を明確にしたいため。	電力に係る要件は3.9.1(3)に記載しており、仕様書のとおりとします。	
36	36	34	3. 9. 2. 接続要件	3	「ケーブル距離によっては、光ケーブル利用等での接続も可とする。」を追加頂けませんでしょうか。	民間サービス収容のラックからGSOC監視装置間のラックが離れてしまう場合が想定されるため。	特に接続方式を制限しているものではないため、仕様書に記載のとおりとします。	
37	37	29	3. 10. 1. セキュリティ	1	「テンキーでの暗証番号又は生体認証の併用などによる二要素認証」という要件に修正をお願いします。	二要素認証が実施できていることが必要であり、やり方については、テンキーまたは生体認証以外にもあると考えられるため。（オペレータでリモートでの入室権限付与など）	ご指摘を踏まえ、以下のとおり調達仕様書の修正を行います。 「マシン室のアクセス管理は、IC カード、テンキーでの暗証番号又は生体認証の併用などによる二要素認証とすること。また、インターロック、アンチバック等の機能を装備すること。」	○

調査件名：情報提供等記録開示システムに係る民間サービスの提供（意見）

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
38	37	35	3.10.1.セキュリティ	1	「ラック鍵を、暗証番号等セキュリティ権限のある収容BOXで管理し、契約者が任意で鍵を取り出すことができる管理方法も可とする。」を要件として追加ください。	ラック鍵管理BOXでラック鍵を管理している場合においても、開閉者は契約者に特定されると考えるため。	ラックレベルのアクセス管理における、開閉者を特定するための資格付与と鍵の管理の具体的な方法につきましては、セキュリティの観点から、最適な方法をご提案ください。	
39	38	36	3.10.2.設備運用工	1	「～報告すること」とありますが、報告については削除願います。	一般的にクラウドサービス基盤の点検内容はセキュリティ上開示できず、また、本調査はサービス利用という形態であり、要件を満たすサービスを提供することが業務と考えておりますので、報告は性質上そぐわないと考えております。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり調査仕様書を修正いたします。 「工 各種設備の容量及び性能の限界を把握し、保守点検を実施し、点検内容及び結果を把握すること。」	○
40	39	39	3.11.1.SaaS型 (2)SIEM キ	1	「キ 項」を削除願います。	本調査はサービス利用という形態であり、要件を満たすサービスを提供することが業務と考えておりますので、稼働状況の報告は性質上そぐわないと考えております。	リスク分析官については、「カ リスク分析官による解析は24時間365日行うこと。」により、解析時間等を定めており、本要件を満たす稼働が行われていることの確認のため、調査仕様書のとおりとします。	
41	41	13,14	3.11.3.月次報告 (2)報告周期	1	「承認を得ること」を削除願います。	本調査はサービス利用という形態であり、要件を満たすサービスを提供することが業務と考えておりますので、承認行為は性質上そぐわないと考えております。	ご指摘を踏まえ、該当の記載を削除いたします。	○
42	41	12	3.11.3.月次報告 (2) 報告周期	3	毎月内閣官房が指定する日までを、明確に記載いただきたい。 2.6.2 納入成果物 項番12 納入時期記載の翌月10日までが、指定する日であればその旨を記載願います。	要件を明確にするため。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり調査仕様書の修正を行います。 「翌月10日までにメールにて「月次報告書」を内閣官房に提出すること。」	○
43	41	12	3.11.3.月次報告 (2) 報告周期	4	月次報告書の提出方法（メール、郵送等）および月次報告会の実施有無（実施する場合は開催予定日）について、仕様書へ明記願います。	要件を明確にするため。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり調査仕様書の修正を行います。なお、月次報告会は、想定しておりません。 「翌月10日までにメールにて「月次報告書」を内閣官房に提出すること。」	○
44	43	26,27	4.1.3.受入確認の支援 (3) イ、ウ	1	イとウについて、同項の(1)と合せる形で、以下の記載に修正願います。 イ 受付時間は平日日中帯（9:00～17:00）とすること。 ウ 問い合わせに対する受付確認通知は、問い合わせ後1開庁日以内とし、一次回答を速やかに行うこと。	受入確認期間の対応であり、(1)と同様の体制で十分と考えております。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり調査仕様書の修正を行います。 「イ 受付時間は平日日中帯（9:00～17:00）とすること。 ウ 問い合わせに対する受付確認通知は、問い合わせ後1開庁日以内とし、一次回答を速やかに行うこと。」	○
45	47	5～7 および 15,19	5.1.プロジェクト管理体制 および 5.2.運用・保守業務開始後の体制	1	体制の「提出」および変更の「承認」を削除願います。	本調査はサービス利用という形態であり、要件を満たすサービスを提供することが業務と考えておりますので、体制の提出や承認は性質上そぐわないと考えております。	本調査仕様書に記載されている体制に係る要件が満たされていることを確認し、承認するため、調査仕様書のとおりとします。	
46	51	21～33	6.11.瑕疵担保責任	1	「6.11.瑕疵担保責任」を削除願います。	本調査はサービス利用という形態であり、要件を満たすサービスを提供することが業務と考えておりますので、瑕疵担保は性質上そぐわないと考えております。サービスに不具合が発生した場合は、ご提示するSLAに従って責任を負う認識です。	ご認識のとおり、サービスに瑕疵が発生した場合については、別途締結するSLAにおいても責任を定めておりますが、SLAの締結は民法上の瑕疵担保責任を免れ得るものではないことから、本調査に記載のとおりといたします。	
47	別紙3	項番2	GSOC監視装置の設置	1	別紙3項番2を削除願います。	民間サービス事業者は、あくまでGSOCセンサーの設置場所を提供するだけなので、設置業務やその後の定期報告業務は発生しないと考えております。	ご指摘を踏まえ、別紙3の項番2「GSOC監視装置の設置」を削除いたします。	○
48	別紙3	項番4	独自構築環境の構築	1	本調査の受託者（＝民間サービス）が確認するとなっておりますが削除願います。	民間サービス事業者は、サービス提供の範囲においてのみ責任が発生するとの認識であるため、独自環境についての責任は発生しないと考えております。	ご指摘を踏まえ、別紙3の項番4「独自構築環境の構築」を削除いたします。	○

調達件名：情報提供等記録開示システムに係る民間サービスの提供（意見）

項番	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
49	別紙5	■SaaS、IaaS 項番2,3	入退館実績 ラック開閉実績	1	「2 入退館実績」「3 ラック開閉実績」を削除願います。	本調達はサービス利用という形態であり、要件を満たすサービスを提供することが業務と考えておりますので、当該実績の報告は性質上そぐわないと考えております。	ご指摘を踏まえ、別紙5「月次報告内容」の「2 入退館実績」及び「3 ラック開閉実績」については、GSOに係る作業のみを報告対象といたします。	○
50	1	-	別紙2 全体導入スケジュール	1	民間サービスの導入期間が短くないでしょうか。本要件を満たす設計・導入は一般的に難しく、既存業者など特定業者を指定していませんか。例えば、回線調達については2ヶ月以上掛かることがほとんどであり、回線敷設後に導入・テストとなると導入スケジュールに無理があると考えられます。また、IaaS上の構築作業についても開発作業となるため工期に無理があると考えられます。	適切なスケジュールでの導入をするため。	情報提供等記録開示システムの構築スケジュールを遵守することが必須であるため、調達仕様書に記載のとおりとします。	
51	2	24	別紙4 民間サービスを複数 拠点で提案する際の留意点 1.2. バックアップサイトに 求める内容について (11)	3	本要件については特定の業者を指定しておりませんか。また、SIEMサービスについてSOC機能をDRすべきなのか、SIEM機器をDRすべきなのか要件を明確に記載をお願いいたします。	要件を明確にするため。	本調達において、特定の業者は想定しておりません。また、SIEMサービスのDR対策につきましては、本調達仕様書にて求める災害時の復旧水準等を考慮のうえ、最適な方法をご提案願います。	
52	別紙9	別紙9	ソフトウェア搭載表	4	必要なソフトウェアの名称および数量をご教示願います。	見積算定に必要な情報であるため。	ソフトウェアの名称及び数量は別途調達する「情報提供等記録開示システムに係る機器等の借入及び保守」の結果により今後確定するため、閲覧資料とします。	○

種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。

- [ 1. 要求水準を下げる 2. 要求水準を上げる 3. 文章だけを修正する 4. その他 ]

調達件名：情報提供等記録開示システムに係る民間サービスの提供（質問）

項番	頁番号	行番号	項目	種別	質 問 等	理 由	回 答	仕様書 修正
1	12	図3	2.5.1. 民間サービスの提供形態	1	図3のIaaS枠内に「アプリケーション」「OS/ミドルウェア」と記載されているが、不要ではないでしょうか。	IaaSサービスの提供範囲では「アプリケーション」「OS/ミドルウェア」は提供しないため。	ご認識のとおり、「アプリケーション」はIaaS型の対象外ではありますが、図3「情報提供等記録開示システムの全体概要図」においても、本調達の対象外と記載されていることから、調達仕様書に記載のとおりといたします。 なお、「OS/ミドルウェア」につきましては、導入作業の範囲内であることから、調達仕様書を修正し、導入作業の対象として記載している旨が明らかになるようにいたします。	○
2	13	図4	2.5.2. 通信回線	1	「セルフサービスポータル」は民間サービスとして記載するのでしょうか。	調達仕様書(案)を確認するとセルフサービスポータルは民間サービスのIaaS、SaaS管理用Webサイトとして利用者に公開される1機能と記載されているが、表記は民間サービス外のものと読み取れるため。	セルフサービスポータルは、民間サービスの提供範囲内ではありませんが、図4は通信回線を示しており、民間サービスの調達範囲を示しているものではありません。ただし、誤解を招く表現でしたので、ご指摘を踏まえ、図を修正します。	○
3	13	2	2.5.3	1	「IaaS上に配置される機能を実現するためのソフトウェアの導入及び設定、構築確認、運用・保守を行うこと。」に関してソフトウェア名称のご提示をお願いいたします。	作業見積もり、運用・保守見積もりの算出に必要なため。	ソフトウェアの名称及び数量は別途調達する「情報提供等記録開示システムに係る機器等の借入及び保守」の結果により今後確定するため、閲覧資料とします。	○
4	14	32	2.6.2 表3 納入成果物	1	納入成果物「VMイメージ」と記述されていますが、受託者指定の媒体に収納しての提出でよろしいでしょうか。	CD-R、DVD-Rなどのメディアによる電子媒体では収納できない可能性があるため。	納入成果物の提出にあたりましては、「2.6.2 納入成果物」(2)に示す方法にてご提出いただけますが、媒体に格納できない場合等は、本調達の受託者と内閣官房にて協議の上、決定いたします。	○
5	21	図7、表4	3.1 民間サービスの範囲	1	表4の以下品名において図7と、不一致が生じてないでしょうか。「物理基盤」、「OSソフトウェア」、「改ざん検知サービス」、「セルフサービスポータル」	誤記と思われるため。	ご指摘を踏まえ、該当箇所が一致するよう修正いたします	○
6	22	表4	3.1 民間サービスの範囲	1	項番7「～直接通信を行うSaaS型のプレゼンテーション層に設置する。」とありますが、ここでいうプレゼンテーション層とは何を指しているのでしょうか？	記載内容が不明のため。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり調達仕様書の修正を行います。 「プライマリDNSサーバーとセカンダリDNSサーバーからなる外部DNSサーバーを設置する。」	○
7	22	表4	3.1. 民間サービスの範囲	1	項番12 Web コンテンツ改ざん検知「Web コンテンツの改ざんを検知するためのソフトウェア及び役務」のソフトウェアは不要ではないでしょうか？	外部サービスとして機能提供が出来れば良いという認識でいるため。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり調達仕様書の修正を行います。 「Web コンテンツの改ざんを検知するための役務。」	○
8	25	図11	3.2. 民間サービスにおける初期構築サイジング・追加リソース	1	4「セルフサービスポータルからの追加処理(※)」に記載されている(※)の説明書きが不足してないでしょうか？	誤記と思われるため。	ご指摘を踏まえ、図11の4から注記を削除いたします。 なお、図11の4と対応しております、表6「4 セルフサービスポータルからの追加処理」を「リソース変更要求」とし、以下のとおり修正いたします。 「セルフサービスポータル又は書面等によりリソース変更要求を行う。」	○
9	26	9	3.3 共通要件(2)	1	想定されている災害時運用訓練の期間、民間サービス事業者側に求める具体的内容などを提示していただけないでしょうか。	見積りに影響するため。	現時点で提示可能なものはありません。	
10	27	図12	3.3 共通要件 図12 復旧水準	1	図12 復旧水準によると、災害発生が起点でなく、災対が発動し、切り替え準備に着手してから6時間以内で復旧目標という認識でよろしいでしょうか？	民間サービス側に求められる復旧水準を、図から把握できないため。	ご認識のとおりです。	

調達件名：情報提供等記録開示システムに係る民間サービスの提供（質問）

項番	頁番号	行番号	項目	種別	質 問 等	理 由	回 答	仕様書 修正
11	27		3.3 共通要件 図12 復旧水準	1	『民間サービス再開』の内訳に“切替準備”、“システム停止”、ストレージ装置の設定変更”の3項目が記載されておりますがそれぞれ意図されている操作・動作はどのようなものでしょうか。	DRサイトへの切替方式は民間サービスの仕様に基づくものであり、記載内容の確認のため。	図12「復旧水準」に記載しております。切替準備、システム停止、ストレージ装置の設定変更の3項目は、民間サービスを除く情報提供等記録開示システムの作業の流れを示すものです。誤解のないよう、調達仕様書を修正いたします。	○
12	34	27	3.7. セルフサービスポータル要件 (1) 工④	1	「監査ログ」とありますが、「操作履歴」の間違いではないでしょうか？	③④には「操作履歴」と記載されており、④は③を受けての記載であれば「操作履歴」が妥当と考えるため。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり調達仕様書の修正を行います。 「操作履歴には、日時、操作ユーザー、操作対象、操作／変更項目、結果、詳細等が含まれること」	○
13	34	38	3.7. セルフサービスポータル要件 (1) 才	1	「監視」とありますが、「確認」の間違いではないでしょうか？	「監視」とする場合、その通知などが必要であり、一般的にセルフサービスポータルの要件としてはそくわないと考えるため。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり調達仕様書の修正を行います。 「才 確認 以下に示す確認が行えること。」	○
14	35	14	3.7. セルフサービスポータル要件 (4) ア①	1	「共通」とありますが、「任意」の間違いではないでしょうか？	一般的にユーザーIDは一意で作成されるため、共通の文字列は使用しないと考えるため。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり調達仕様書の修正を行います。 「任意の文字列のユーザーIDでユーザーが追加できること。」	○
15	39	24	3.11.運用要件 3.11.1.SaaS型 (2)	1	・SIEMの収集データについての検索条件は誰がどのように決定するのかでしょうか。 ・SIEMの検索条件は定期的に変更を予定していますでしょうか。また、予定している場合、その頻度をご教示ください。	運用工数の算出に必要なため。	検索条件及び検索条件の変更の頻度等につきましては、本調達仕様書にて求めるセキュリティレベルに合わせて検討のうえ、最適な方法等についてご提案願います。	
16	39	24	3.11.運用要件 3.11.1.SaaS型 (2)	1	通知内容に「検出したインシデントの詳細」とありますが、SIEMは検出したインシデント内容に応じて、ログソースおよび検知ルールを定義します。検出したいインシデントはすでに定義されており、受注後、その内容を開示いただける認識でよろしいでしょうか。もしくは、SIEMの利用目的（検知するインシデント）の定義も、本役務内で実施する必要がありますでしょうか。もしくはベンダーや製品が備えるテンプレートやアセットによる実施（ご提案）でよろしいでしょうか。	作業見積もりに必要なため。	インシデントの定義につきましては、本調達の範囲に含まれております。なお、具体的な実施方法及びテンプレートやアセットの活用等につきましては、本調達仕様書にて求めるセキュリティレベルに合わせて検討のうえ、最適な方法等についてご提案願います。	
17	39	24	3.11.運用要件 3.11.1.SaaS型 (2)	1	相関分析の対象となるログソースは、コに記載されたIDS/IPS、WAF、FW、アンチウイルス、UTMという認識で相違ないでしょうか	作業見積もりに必要なため。	IDS/IPS、WAF、FW、アンチウイルスは、ご認識のとおり、相関分析の対象となりますが、独自構築環境のUTMは任意の分析対象となっております。	
18	40	8	3.11.運用要件 3.11.1.SaaS型 (2)	1	サ ログは1年間保管を行い、内閣官房の求めに応じ提出とありますが、提出方法はこういった方法になりますでしょうか。	運用工数の算出に必要なため。	ログの提出方法につきましては、セキュリティに配慮し、内閣官房と本調達の受託者にて協議のうえ、決定いたします。	
19	42	9	4.1.1ソフトウェア導入及び設定の要件(1)	1	民間サービス構築手順書、及び民間サービス環境定義書は、調達期間内に参照可能なのでしょうか。契約時に正式な文書は提供されるのでしょうか。	提供する民間サービス上で実施可能な手順が事前に確認する必要があるため。付帯作業の内容により見積に影響するため。構築スケジュールの確認のため。	ご指摘をふまえ、民間サービス環境定義書につきましては、調達期間内に閲覧資料として提示いたします。また、構築手順書につきましては、契約時に提示いたします。なお、契約時には両方とも正式版を提示することを予定しております。	
20	44	11	4.2バックアップ切替訓練の実施	1	「5. 6 事業継続性要件」に記載する要件を満たせるよう・とありますが、「5. 6 事業継続性要件」に記載する内容がありません。どのような要件となりますでしょうか？	記載不備と思われ、内容確認のため。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり調達仕様書の修正を行います。 「災害発生等の際に、バックアップシステムへの円滑な切替えが行えるようにするため、年1回のバックアップ切替訓練を実施する。」	○



調達件名：情報提供等記録開示システムに係る民間サービスの提供（質問）

項番	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答	仕様書修正
21	48	17	6.1.2実績（3）	1	「単独にて提供する標準的な通信サービスで対応できること。」について、具体的な説明をお願いいたします。	実績提示における解釈を明確にするため。	本システムがインターネットに公開するWebシステムであることを踏まえ、通信サービスを単独にて提供できる事業者を要件として定めているものです。	
22	別紙2		別紙2 全体導入スケジュール	1	本調達を示す赤破線が、機器等の調達スケジュール部分を囲っておりますが誤りではないでしょうか。	図表の整合性確認のため	ご指摘を踏まえ、該当の箇所を修正いたします。	○
23	16 および 43 および 別紙2	24	2.6.3 サービス 提供期間 および 4.1.3受入確認の支 援(3) および 別紙2 全体導入スケジュール	1	民間サービス提供に関わる詳細スケジュールを提示していただけないでしょうか。特に、以下の点が気になっております。 ・サービス提供期間が平成28年5月1日から平成32年3月31日までの47ヶ月となっているが、契約期間としては業者決定から平成32年3月31日までという認識でよいか。 ・業者決定から平成28年5月1日までの具体的なスケジュール ※特に、付帯作業のスケジュール（お客様による実施確認時期はいつか、その後の確認試験は平成28年5月1日から開始でよいか、等）が気になっております。 ・「平成33年12月末まで民間サービス提供期間の延長を行う場合がある」となっているが、平成32年3月31日以降の当該延長期間は別契約という認識でよいか。 ・民間サービスと独自環境構築期間の結合テスト期間 ・サービス毎の提供開始時期 ※サービス内容により異なると思われる。 ・構築に必要な各種設計情報の提示時期 ・受入確認の期間（確認試験毎）	実施スケジュールが曖昧で、正確に把握する必要があるため。	以下のスケジュールを想定しています。 ・平成28年3月上旬：業者決定、契約手続 ・平成28年3月上旬～4月：環境構築 ・平成28年5月：内閣官庁及び関連業者による受入確認 ・平成28年5月～平成32年3月末：サービス提供 （契約を延長する場合は別途協議を行う。）  なお、構築に必要な各種情報は契約締結後に受託者に提示します。	

種別欄には、質問の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。

- [ 1. 調達仕様書に対する質問等 2. 提案依頼書に対する質問等 3. その他 ]